

熱海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第4号

熱海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市職員の育児休業等に関する条例（平成4年熱海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削る。

第2条第3号ア(イ)中「までの間」を「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に到達する日）まで」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第2条第3号ウ中「機関」を「期間」に改める。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。